平成２２年（フ）第４００３号
東京都北区中十条２丁目18―９―Ⅱ―101
債務者　佐藤　隆司
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４００４号
東京都武蔵野市境２丁目26―４　オーツー境Ｓ―５
債務者　坂口　可菜（旧姓原）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４００５号
東京都豊島区南大塚１丁目11―14
債務者　小久保春江（旧姓黒子）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４００６号
埼玉県新座市西堀２丁目６－１
債務者　武藤　洋子（旧姓袖山）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４００７号
東京都荒川区東日暮里５丁目48―９―1203
債務者　友利　里美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４００８号
埼玉県川口市大字東内野226―808
債務者　渡邊みゆき
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０２５号
東京都葛飾区亀有２丁目23―２　第２かのう荘
債務者　村松　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０２９号
東京都八王子市叶谷町1075―１　ディアスＫ１―102
債務者　花田正乃利
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０３３号
神奈川県横浜市緑区三保町1377―１―101
債務者　内山　尚勝
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０３４号
東京都杉並区下高井戸１丁目19―４―102
債務者　松久　　茜
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０４３号
東京都葛飾区白鳥４丁目15―16―702
債務者　田中　裕美（旧姓源田）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０４５号
東京都葛飾区水元３丁目15―11
債務者　藤成　良子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０４６号
東京都練馬区貫井５丁目26―３―301
債務者　阿佐美佳子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０５９号
埼玉県三郷市彦成３丁目10―20―107
債務者　阿部久美子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４０６０号
東京都江東区深川１丁目５－８―403　三谷方
債務者　伊藤　哉子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部